

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成29年8月21日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成29年5月24日付けて行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 平成23年9月13日付け、審査請求人（以下「請求人」という。）は処分庁に対し、身体障害者手帳（1級）を所持している旨を申告のうえ、生活保護の申請を行い、同日付で、処分庁は請求人に対し法による保護を開始した。
- 平成29年5月22日、請求人の長女（以下「長女」という。）は処分庁に対し、保護開始時より障害者加算（身体障害者手帳1級）が認定されていないため確認してほしい旨の申し入れを行った。
処分庁が確認したところ、保護開始時に請求人が身体障害者手帳を所持していたことを把握していたにもかかわらず、保護開始時から障害者加算を認定していないことが判明した。
- 平成29年5月24日付け、処分庁は、平成29年3月から平成29年5月までの生活保護

費について、各月に障害者加算26,310円を追給する変更決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 平成29年8月21日、請求人は大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

（1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

障害者加算1の遡及支払いを求める。

生活保護の認定を受けた時より処分庁の加算ミスにより障害者加算がされておらず平成29年5月に、加算できていない事がわかり遡及支払いを求めたが処分庁の判断では3ヶ月分しかもどせないとの事で、大阪府に話をしてもらっているが。役所側のミスで支払いされていないのにさかのぼってもらえないのは違法だと思う。

（2）審理員が平成30年2月22日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

役所側の加算ミスを認めているのに認定時までさかのぼれないのは納得がいかない。

こちら側が気づかなければ現在も支給されていない可能性はとても高く、ギリギリ、もしくはマイナスの生活を今もなお送っていたかと思う。人としての最低限の生活を送る事ができなくなっていたかと。

こちら側が気づき、役所に話に行くまで、マイナスな生活が続き、家賃も滞納する事が多々あり、遅れ遅れでの支払いをしていた。食費も娘の私（当時生活保護）が私の保護費の中で一緒に出しあい、なんとか生活をしていた。

認知症もあり、デイサービスに行かせていたが、日数を増やす事により、デイサービスの費用も増え、負担がさらになり、支払いが遅れてしまう事がこちらも多々あった。もし、認定時より父の障害加算がちゃんとついていたら、家賃の滞納もなく、私の負担も少なく、精神的な負担もなく、デイサービスの滞納もなかったかと思う。人として最低限度の生活がおくれたと思う。

そう思うととても腹立たしく思う。

法の元の平等でもなければ最低限度の人としての生活でもないかと思う。

生活をなんとかしていけた事が不思議だ。

しっかりとそのあたりをふまえて守っていただきたいと思う。

こちら側が申請時（生活保護）に手帳も出さず、身体障害者だとも伝えていないのなら、このようになる事もないし、伝えていないこちら側のミスになるが、役所側も認めている通り、申請時より手帳も提出し、身体障害者だとも伝えている。コピーもとられたり、文章も残ってるとの事であきらかに処分庁側の全面的にミスだ。そのミスにより6年ほどとてもし

んどの生活をしいられていたのは事実なので、請求が棄却されるのは納得がいかない。早急に認定時まで遡及していただきたいと思う。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成29年5月24日付けで、処分庁が請求人に対して通知した保護決定（変更）通知書（以下、「通知書」という。）（11-370783）には、「3 保護の変更の時期 平成29年3月1日、4 変更の理由 請求人の障害者加算1の認定による。追給支給額は、26,310円となります。その取り扱いは次のとおりです。平成29年3月分 生活26,310円を平成29年5月24日に緊急払い支給します。」との記載がある。

イ 通知書（11-370785）には、「3 保護の変更の時期 平成29年4月1日」、「4 変更の理由（以下、前記アと同じ）」との記載がある。

ウ 通知書（11-370786）には、「3 保護の変更の時期 平成29年5月1日（以下、前記アと同じ）」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年11月17日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経緯

平成29年5月22日に長女が本市福祉事務所に来所され、長女が知り合いの司法書士に請求人の生活保護費について相談した結果、障害者加算が認定されていないのではないかという疑義が生じたため確認してほしいと相談を受ける。請求人が身体障害者手帳（1級）を所持していることは、生活保護申請時（平成23年9月13日）において長女から本市福祉事務所へ申告しており、本来であれば生活保護開始時から障害者加算が認定されているべきであるため、開始時まで遡及してほしいと長女より申し出があり、請求人の身体障害者手帳（1級）のコピーを提出される。「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「問答集」という。）問13の2に基づき、発見月の平成29年5月から3か月遡り平成29年3月から平成29年5月までについて、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1－第2章－2－（2）－ア及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7－2－（2）－エー（ア）に基づき障害者加算を認定する本件決定を平成29年5月24日付けにより行い、平成29年3月から平成29年5月までの生活保護費について、それぞれ26,310円の追加支給を決定した。また、請求人のケースファイルを確認すると、生活保護開始時に作成した資料（ケース記録）の世帯員の生活歴欄に「障害者手帳取得」という一文が記載されており、身体障害者手帳の所持を生活保護開始時において本市福祉事務所が把握していたことが認められ、長女の主張通り生活保護開始時から障害者加算の認定

漏れが判明したものである。

イ 処分庁の意見

問答集13の2により、最低生活費の遡及変更は、3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであり、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではないと示されていることから、平成29年3月から平成29年5月までの最低生活費についてのみ遡及変更決定を行い追加支給を決定しており、3か月を越えての遡及変更決定は必要なく、本件審査請求は棄却されるべきものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成23年9月13日付けの生活保護開始時のケース記録の、「3. 世帯の状況（1）世帯員の生活歴（世帯主から面談聴取）」欄には、「(中略) 平成23年4月人工弁置換手術を受け、A社を退社。障害者手帳を取得し、預貯金を切り崩しながら生計を立てるも底をつき、最低生活費も捻出困難であるため本法申請、現在に至る。」との記載がある。

イ 平成29年5月22日付けのケース記録には、「長女来所。先日司法書士と話す機会があり、請求人の保護費について相談した際、請求人は身体障害者手帳1級（認定日平成23年4月21日）を所持しているにも関わらず障害者加算が認定されていないため確認してほしいとのことで相談を受ける。身障手帳の写しは申請時に提出しており、本来であれば開始時より障害者加算が認定されていたのではないかと主張される。身障手帳所持について把握しておらず、長女が請求人の手帳を持参していたため3ヶ月遡及し障害者加算アを認定する旨を伝え、長女との面談を終了する。後刻、ケースファイルを確認すると保護開始時の請求人の生活歴に「障害手帳取得」という一文があり、身障手帳の写しも添付されていた。（收受印が無いため申告日は不明）これにより生活保護開始時に身障手帳所持を把握していたことが認められ、長女の主張通り、保護開始時から加算認定する必要があったが今まで認定漏れがあったと考えられる。

同日、BSVと協議。加算認定についてケース診断会議を行うこととする。」との記載がある。

ウ 平成29年5月22日に開催されたケース診断会議記録の、「診断内容」欄には、「今年3月分の生活保護費まで遡及して追給することとし、改めて長女に説明するも、本来であれば開始時から加算を認定するのが当然であり、転居に際して何かと費用がかかるため更に遡及してほしいと主張される。費用が必要な理由について、現在家賃滞納が4ヶ月分（14万円）あり、今月から施設に入所予定で施設費用を支払うと家賃滞納の費用が捻出困難のため、せめて今年1月まで遡及してほしいとの訴え。

身障手帳を保持していることは今回判明したと長女に説明。その後の調査で、身体障害者手帳の写しが添付されており（收受印が無いため申告日は不明）、開始時のケース記録には「障害者手帳取得」となっていたため、おそらく生活保護開始時に障害手帳取得は把握していたものと考えられる。本件について、生活保護費を3ヶ月以上遡及を行うかどうか。」と記載が

あり、「協議結果」欄には、「大阪府に特別基準の設定について確認を行うこととする。」との記載がある。

工 平成29年5月24日付けで前記1 請求人の主張の（3）のアと同一書類

オ 平成29年9月22日付けのケース記録には、「大阪府社会援護課より連絡。厚生労働省より、特別基準の設定について回答があったとのこと。原則どおり、遡及は3カ月のため特別基準は認められないとのことである。BSVと協議。再度ケース診断会議を行うこととする。」との記載がある。

カ 平成29年10月6日に開催されたケース診断会議記録の、「協議結果」欄には、「特別基準の設定が認められないという回答を得たため、3カ月以上の遡及を認めることはできない。長女が本件について、3カ月以上の遡及ができないのはおかしいという審査請求をしているため、その結果が出てから改めて検討することとする。」との記載がある。

キ 平成29年10月16日付けのケース記録には、「長女来所。BSV同席。今回の経過について改めて説明を行う。特別基準の設定が認められなかったため、現時点で3カ月以上の遡及支給は不可であるが、審査請求の結果によって改めて3カ月以上の遡及支給を検討することとなると伝えた。」との記載がある。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。

(3) 法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）の別表第1第2章の2障害者加算の（2）において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げるものとして、「ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）」と定めている。

- (4) 局長通知の第7の2の(2)の工 障害者加算の(ウ)では、「保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なって差しつかえないこと。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号 厚生省社会局保護課長通知)の問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (6) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考え方であるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件決定について

(1) 請求人の障害者加算について

請求人は、保護開始申請時に身体障がい者であり、身体障害者手帳を所持していることを申告したとする主張に対し、処分庁は、保護開始時に作成した資料の記載等から、請求人が身体障害者手帳を所持していることを把握しており、保護開始時から障害者加算を認定すべきであったことを認めている。

(2) 処分庁の瑕疵について

請求人が障害者加算の受給要件を満たしていたにもかかわらず、処分庁がこれを失念し、その過誤により6年近くにわたって障害者加算を支給していなかったという事実は、処分庁自身が認めるところである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決（最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁）が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し（2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（8条1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人に保護開始時から障害者加算を認定していない限りで、これ以降の保護費の算

出に瑕疵があるということができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照）。」と判示する。

（3）まとめ

これらを踏まえると、処分庁の過誤により、保護開始時からの保護費の決定に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら決定の違法性を前提として平成29年3月分からの3か月分のみ障害者加算の遡及支給を行っている点で、本件決定に違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年1月29日

審査官 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

